

陸上自衛隊達第83—5号  
防火に関する達（昭和28年保安隊達第26号）の全部を改正する。

昭和37年3月9日

陸上幕僚長 陸将 杉田 一次

消防に関する達

改正 昭和49年10月21日達第83—5—1号 昭和57年4月30日達第122—119号  
平成12年3月27日達第122—155号 平成18年7月26日達第122—211号  
平成21年2月3日達第122—230号 令和4年3月31日達第83—5—2号  
令和5年3月28日達第83—5—3号

## 第1章 総則

（目的及び適用の特例）

第1条 この達は、陸上自衛隊（陸上幕僚監部及び市ヶ谷駐屯地に所在する部隊を除く。）、自衛隊中央病院、陸上幕僚長を通じて指揮監督を受ける自衛隊地区病院、自衛隊体育学校及び自衛隊地方協力本部における火災の予防、消火、通報及び避難等（以下「消防」という。）に関し、消防法（昭和23年法律第186号）並びに同法に基づく政令、省令、条例及びこれらに基づく告示等によるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 自衛隊体育学校長は朝霞駐屯地司令と協議の上、消防に関する業務を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（1）「駐屯地等」とは、駐屯地（分屯地、演習場、射撃場及び訓練場を含む。）並びに自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部をいう。

（2）「駐屯地司令等」とは、駐屯地司令、分屯地司令、自衛隊中央病院長及び自衛隊地方協力本部長をいう。

（3）「消防用設備」とは、消火設備、警報設備及び避難設備並びに防火扉、消防用水槽及び破壊具をいう。

（駐屯地司令等の職責）

第3条 駐屯地司令等は、駐屯地等の消防計画の作成、消防組織の整備、消防に関する教育訓練の実施、消防用設備の維持運営、火気の使用又は取扱いに関する指導監督を行い、火災を予防するとともに、火災に際しては、被害を最小限度にとどめるよう消火活動を適切に行う責任を有するものとする。

（部隊等の長の職責）

第4条 駐屯地等に所在する部隊等の長（以下「部隊等の長」という。）は、部下隊員に対し、火災予防に関する教育訓練、火気の使用又は取扱いに関する指導監督、火災予防上、使用施設及び消防用設備の点検を自ら行うほか、駐屯地司令等の定めるところにより必要な火災予防の処置を実施し、火災を未然に防止するとともに、火災に際してはその被害を最小限度にとどめる消火活動を適切に行なう責任を有するものとする。

(駐屯地業務隊等の長の職責)

第5条 駐屯地業務隊等の長(駐屯地業務を行う部隊等の長を含む。)は、火災予防並びに消火活動上必要な消防用設備及び駐屯地等施設の維持補修について、駐屯地司令等に対し責任を有するものとする。

(消防計画)

第6条 第3条に定める消防計画には、次の各号に掲げる事項について計画するものとする。

- (1) 駐屯地等の消防組織に関すること。
- (2) 火災予防上の検査に関すること。
- (3) 消防用設備の維持運営に関すること。
- (4) 消防に関する教育訓練に関すること。
- (5) 火災発生時における、消火、通報、避難及び救護に関すること。
- (6) 防火管理について、部外消防機関との連絡に関すること。
- (7) 火気の使用又は取扱いに関すること。
- (8) その他防火管理上必要な事項

第2章 消防組織

(防火管理者の指定)

第7条 駐屯地司令等は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)に定める資格を有する者のうちから、防火管理者1名(特に必要がある場合は2名以上)を指定し、防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 駐屯地司令等は、前項の防火管理者を指定し、又は指定を解いたときは、遅滞なく所轄消防長又は消防署長に届出しなければならない。

(防火管理者の職責)

第8条 防火管理者は、火災予防上次の各号に掲げる事項について、駐屯地司令等を補佐する。

- (1) 消防計画の作成に関すること。
- (2) 消防に関する教育訓練の実施に関すること。
- (3) 消防用設備の維持運営に関すること。
- (4) 火気の使用又は取扱いの指導監督に関すること。
- (5) その他防火管理上必要な業務

(駐屯地等消防隊)

第9条 駐屯地司令等は、駐屯地等における消火、通報、避難及び救護を行わせるため、駐屯地等消防隊を編成しなければならない。

2 駐屯地等消防隊の長は駐屯地等消防隊長(以下「消防隊長」という。)とする。

3 消防隊長は、駐屯地司令等の命を受け、駐屯地等消防隊を指揮し消火活動を行う。

4 駐屯地等消防隊は、指揮班、消防ポンプ班(動力消防ポンプを有する駐屯地等のみとする。)、消火班、工作班(給水係、電気係、危険物係等所要の係)、救護班等所要の班から成る。ただし、駐屯地司令等は、必要に応じ消火班以外の班を増減することができる。

5 消防ポンプ班は、常時勤務に就くものとし、その他の班は、火災発生の際並びに火災及び災害のおそれがある場合等において、駐屯地司令等が勤務を命ずるものとする。

(火気取締責任者)

第10条 部隊等の長（陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部、旅団司令部、団本部及び機関にあつては当該部隊等の長の指名する者）は、室又は建物の使用区分に応じて、火気取締責任者（正、副）を指定し、別紙第1に定める様式により、当該室又は建物の入口扉の外部に表示しなければならない。

2 火気取締責任者は指定する部隊等の長の命を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 許可された火気の点検に関すること。

(2) 吸い殻入れの員数の点検、及び使用後の始末に関すること。

(3) その他火気一般の取締りに関すること。

### 第3章 火災の予防

(火気の使用)

第11条 火気の使用又は取扱いは、ボイラー室、調理場、工場、焼却場、その他駐屯地司令等が定めた場所において行わなければならない。所定の場所以外の場所において喫煙、たき火等の火気を使用し、取り扱う場合は、駐屯地司令等の許可を受けなければならない。

2 火気の使用又は取扱いは、所定の場所を除き、通常起床時刻から消燈時刻までとする。

3 火気を使用し、又は取り扱う扱う者は常に細心の注意を払い、火災の未然防止に努めるとともに、使用を終ったときは消火を確実に行わなければならない。

(火気使用禁止地域)

第12条 駐屯地司令等は次の各号に掲げる地域又は施設においては、火気の使用又は取り扱いを行わせてはならない。ただし、作業上やむを得ない場合は部隊等の長は駐屯地司令等の許可を受け、消火設備を準備して、火災及び災害の予防に注意しなければならない。

(1) 弾火薬類の貯蔵施設内及び当該施設から15m以内の地域

(2) 危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表第1に掲げるもの）、及び指定可燃物（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4に掲げるもの）を貯蔵し、又は取り扱う場所並びに当該施設から15m以内の地域

(3) 武器庫、車庫、格納庫、その他各種倉庫内

(4) 前各号以外で、駐屯地司令等が禁止する必要があると認める施設又は地域

2 駐屯地司令等は、前項各号に掲げる施設又は地域について、火気使用禁止の標示（陸上自衛隊安全管理規則（陸上自衛隊達第24—13号（47.3.

13））別表第2安全標識。ただし、危険物の場合には、危険物の規制に関

する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 18 条に定める掲示板）をしな  
なければならない。

（消防用設備）

第 13 条 消防用設備（防火扉を除く。）の設置基準は別に示すところによ  
る。

2 防火管理者は消防用設備の配置状況を明らかにするため常に消防用設備配  
置図を整備して置かなければならない。

（消防用設備の点検）

第 14 条 防火管理者は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の

3、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 36 条、消防法施行規則（昭  
和 36 年自治省令第 6 号）第 31 条の 6 に基づき点検を実施し、その結果を所  
轄消防長又は消防署長に報告しなければならない。

2 防火管理者は前項の点検の結果を様式第 1 の 1、様式第 1 の 2 及び様式第  
1 の 3 に示す防火管理台帳に記録しておかなければならない。

（防火管理検査）

第 15 条 方面総監又は師団長は、駐屯地等の消防の運営状況を把握するため  
必要に応じ、「防火管理検査」を実施するものとする。

2 駐屯地司令等は、駐屯地における消防計画の実施状況を把握するため毎年  
1 回以上防火管理検査を実施するものとする。

（火災警報発令時の処理）

第 16 条 駐屯地司令等は、市町村長から火災警報が発令された場合には、駐  
屯地等の全員に周知させるとともに、市町村条例で定めるところの火の使用  
の制限に従わせなければならない。

2 この場合、駐屯地司令等は必要に応じ消防ポンプ班以外の班の消防隊員に  
勤務又は待機を命ずるものとする。

（避難及び搬出の準備）

第 17 条 部隊等の長は、駐屯地司令等の定めるところにより、人員及び車両  
の避難並びに非常持出の搬出等について、あらかじめ計画し、必要な箇所に  
表示しておかなければならない。

2 部隊等の長は、前項により搬出する重要書類、物品等非常持出を必要とす  
るものを定め別紙第 2 の表示を行い、速やかに搬出できるように準備してお  
くものとする。

（教育訓練）

第 18 条 消防に関する教育訓練は、次に掲げる基準表に基づき実施するもの  
とする。

基準表

	教育訓練項目	対象	実施責任者	回数
消防一 般訓練	(1) 火災の科学			
	(2) 消防関係規則			
	(3) 動力消防ポンプを除く 消火設備の操作	部隊等全員	部隊等の長	4 半期に 1 回以上

	(4) 警報、避難、搬出			
	(5) その他火災予防に関する事項			
消防専門訓練	(1) 各係の分担別業務に関する専門的学科及び術科	消火班、救護班、工作班等	消防隊長	4半期に1回以上
	(2) 消防関係規則			
	(3) 消火法	消防ポンプ班		
	(4) 消火設備の操作		消防隊長	常時
	(5) その他消火に関する事項			
消防に関する総合訓練		駐屯地等全員	駐屯地司令等	年2回以上

#### 第4章 消火活動

##### (火災発見時の処置)

第19条 出火を発見した者は、直ちにその付近に居合わせた者と協力し、消火設備を使用して、初期消火に努めるとともに、あらゆる手段により速やかに火災を報知しなければならない。

2 火災を承知した者は、利用し得る消火設備等を活用して、積極的に消火活動に努めなければならない。

##### (火災呼集)

第20条 駐屯地等における火災の場合には、駐屯地司令等並びに現場に所在する幹部及び駐屯地司令等の指定する者は、火災呼集の号音を吹奏させるものとする。

2 近火の場合において、火災呼集を要するときは、駐屯地司令等が号音を吹奏させるものとする。

3 火災呼集の場合の伝令の差出し及び集合等の処置については、駐屯地司令等が定めるものとする。

##### (警戒、避難、搬出、救援等)

第21条 駐屯地等における火災の場合には、火災の発生した施設を使用している部隊等の長は、直ちに消火活動を行わなければならない。

2 この場合において、前項以外の部隊等の長は、それぞれ担任地域内の警戒に任ずるとともに、必要に応じあらかじめ計画したところにより避難、搬出及び救援等の措置をとるものとする。

##### (部外消防機関との連絡)

第22条 駐屯地司令等は、火災が発生した場合には、速やかに部外消防機関に通報するとともに、その消火活動を便ならしめるよう必要な措置を講じ、協力しなければならない。

附 則

- 1 この達は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の日から昭和 37 年 8 月 14 日までの間は、自衛隊法の一部を改正する法律（昭和 36 年法律第 126 号）附則第 2 項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この達中、「師団司令部」とあるのは「管区総監部（混成団本部）」に、「師団長」とあるのは「管区総監（混成団長）」に読み替えるものとする。

附 則（昭和 49 年 10 月 21 日陸上自衛隊達第 83—5—1 号）

この達は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項の改正規定は昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）（抄）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 附 則（平成 12 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—155 号）
- 1 この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。
  - 2 この達の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、改正後の給水施設取扱規則第 3 条、電気施設取扱規則第 1 条、消防に関する達第 1 条及びボイラー及び圧力容器取扱規則第 1 条中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」と読み替えるものとする。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—211 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

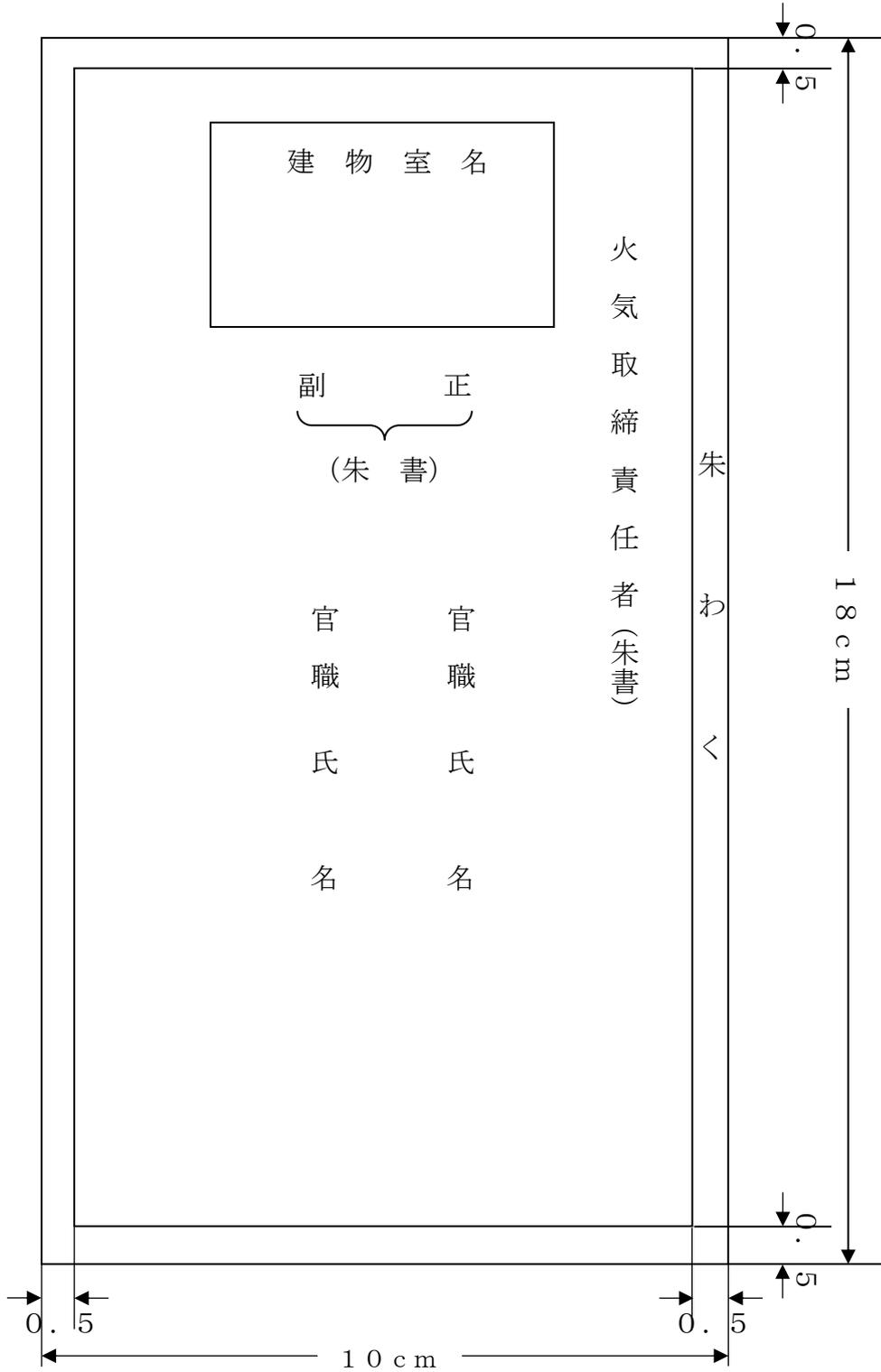
附 則（令和 4 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 83—5—2 号）

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

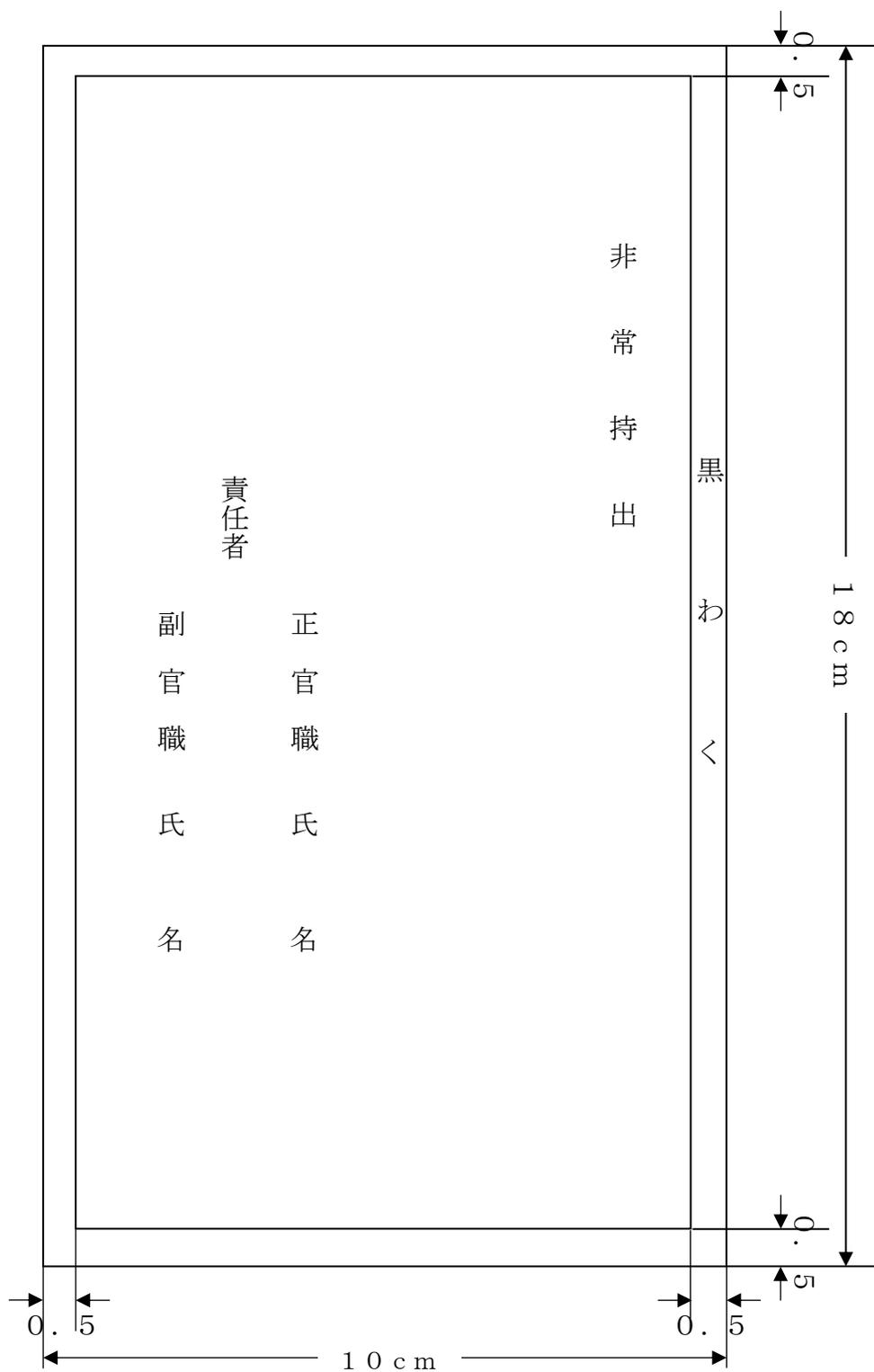
附 則（令和 5 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 83—5—3 号）

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

火気取締責任者の標識



非常持出の標識







## 消 防 用 設 備 点 検 表

消 防 用 設 備 の 名 称													
建物 番号	建物名称	数量	設置又は 製作年度	記 事									
				年 月 日									

- 注 1 消防用設備の種類別容量別に作成する。  
 2 建物は、同一消防用設備が設置されている建物のみ記入する。  
 3 記事欄には点検結果、処置等を記入する。